

公益社団法人 神奈川県馬術協会会員 倫理規程

(令和元年11月19日理事会決定)

- (目的)
第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県馬術協会(以下、「本協会」という。)の会員が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。
- (会員の範囲など)
第2条 この規程において、「会員」とは、本協会定款第5条第1項に規定する会員をいう。
2 この規程において、「事実調査」とは会員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。
- (基本的責務)
第3条 会員は、定款第3条に規定する本協会の目的を達成するため、その使命にふさわし倫理を自覚して行動しなければならない。
- (遵守事項)
第4条 会員は、日常生活の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要してはならない。
2 会員は、暴力行為、イジメ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。
3 会員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となつてはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。
4 会員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪を犯してはならない。
5 会員は、麻薬及び向精神薬取締法に違反する行為を行ってはならない。
6 会員は、名譽を重んじ、常に品位を高め本協会の信頼を維持するように努めなければならぬ。
7 会員は、正当な理由なく第8条の事実調査を拒んではならない。
- (倫理委員会)
第5条 倫理委員会は、この規程の実効性を確保する事務を行う。
2 倫理委員会は、第8条に規定する事実調査を行う。
3 倫理委員会の構成は、次のとおりとする。
(1)委員長 1名(副会長)
(2)委員 3名～5名(理事長、委員長選出理事、組織外有識者)
- (苦情相談の申し出)
第6条 会員は、倫理委員会に対して会員に関する苦情相談を行うことができる。
- (懲罰の種類)
第7条 本規定による懲罰の種類は次のとおりとする。
(1)除名
(2)資格、登録の取消し
(3)資格、登録の停止
(4)役職の解任
(5)戒告
- (処分等)
第8条 会員に第4条の規定に違反する恐れがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。
2 会員に第4条の規定に違反する行為があつたと疑うに足る相当な説明がある場合、倫理委員会は、直ちに事実調査を行う。
3 前2項の調査の結果、会員に第4条の規定に違反する行為があつたと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会に諮り、第7条に規定する懲罰を科す等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、除名については本協会定款の定めに従う。
4 本協会は、処分を決定した場合には、懲罰対象者にただちに処分の内容、処分理由を書面をもって通知する。
- 5 本協会は、苦情申立者に調査、処分等の結果を文書にて通知する。
- (利害関係者の排除)
第9条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。
- (苦情申立者のプライバシー保護)
第10条 当該事業における苦情申立者の個人情報の取り扱いは、必要な場合を除いて匿名とする。
- (苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)
第11条 本協会は、苦情申立者が申立をしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な取り扱いをしないものとする。
2 本協会は、苦情申立者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ったものがいた場合には、本規程により処分することができる。
- (不正目的の申立の禁止)
第12条 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、本協会又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立てを行ってはならない。
2 本協会は、前項に該当する申立てを行ったものに対し、本規程により処分することができる。
- (懲罰対象者の弁明・仲裁付託)
第13条 本協会による最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。
2 本協会の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。
- (復権)
第14条 除名又は戒告の処分を受けた会員、再度会員登録をしようとする場合は、違反行為をしない旨の誓約書を提出し、理事会で決定されるものとする。
- (その他)
第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。この規程に定められた以外の事項については、公益社団法人 日本馬術連盟会員倫理規程に準ずるものとする。
- (附則)
この規程は、令和2年1月1日から施行する。(第1条～第15条)